

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (領事印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に對する贈与に関する日本国政府との交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	300,000千円	H27.7.6 マジュロ で (同日)	日本側 臨時代理大使 マーシャル側 ブルム外務大臣	H27.7.16 251号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に對する贈与に関する日本国政府との交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	100,000千円	H27.7.6 マジュロ で (同日)	日本側 臨時代理大使 マーシャル側 ブルム外務大臣	H27.7.16 252号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△△と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。